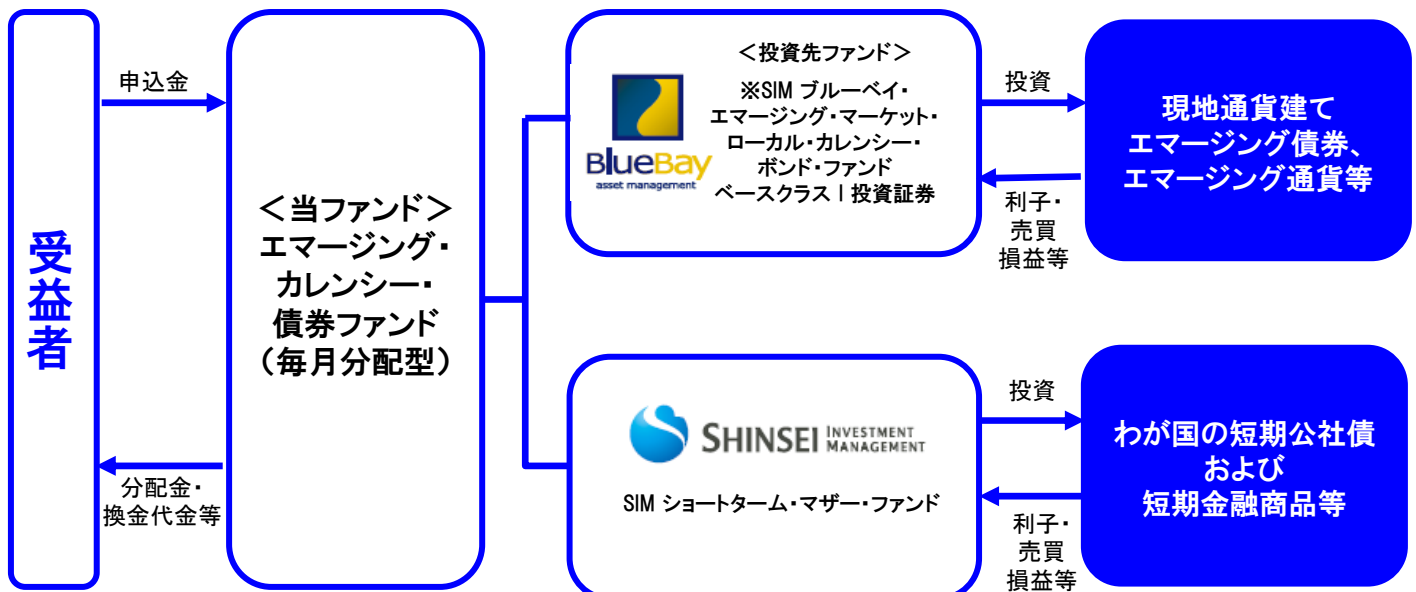


エマージング・カレンシー・債券ファンド(毎月分配型) アルゼンチンの格下げについて

<当ファンドの特色>

- ファンド・オブ・ファンズの形式により、主に投資信託証券に投資を行い、長期的に安定的な収益の確保と投資信託財産の成長をめざして運用を行います。
- ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド ベースクラスI」投資証券(以下、「投資先ファンド」といいます)および証券投資信託である「SIM ショートターム・マザー・ファンド」受益証券を主な投資対象とします。
- 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- 毎月23日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。
- 当ファンドの外貨建て資産につきましては、為替ヘッジを原則として行いません。
- 当ファンドの主要投資対象である現地通貨建てエマージング債券に投資するファンドは、ブルーベイ・アセット・マネジメント・エルエルピーが運用します。

※ 資金動向、市場動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
 ※ ファンドの分配は委託会社の判断により金額が増減したり、行なわれない場合もあります。
 ※ 分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。



※ベンチマークは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード・ダイバーシファイド(米ドル建て:為替ヘッジなし)
 (以下、「エマージング債券(現地通貨建て)インデックス」といいます)
 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード・ダイバーシファイドはエマージング債券のインデックスのひとつです。

●当資料は、新生インベストメント・マネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
 ●当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。●ファンドは、値動きのある資産(また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。●ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。●取得の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。●販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用(信託報酬)等がかかります。

格付け会社フィッチ・レーティングスは11月27日、アルゼンチンの外貨建て長期発行体格付けを「B」から「CC」へ5段階引下げました。自国通貨建て長期発行体格付けは「B」から「B-」へ1段階引下げました。格付け見通しは、「ネガティブ」としました。

今回の引下げは、米国連邦地裁が、アルゼンチンで2002年に発生したアルゼンチン債の債務不履行(デフォルト)の際に債務再編を拒否した債権者に対して、債務再編に応じた債権者と同様に支払いを命じる判決を下したことを受け、デフォルトの可能性が高まったことによるものです。しかし、28日に米国控訴裁判所が米連邦地裁の判決に緊急中止命令を出し、アルゼンチン政府に対し、2013年まで返済の猶予を与えました。

現在、アルゼンチンは、エマージング債券(現地通貨建て)インデックスの構成国ではなく、また、投資先ファンドにおいてもアルゼンチンの債券・通貨等の組入れはございません。

以下に、アルゼンチンの格下げと現地通貨建てエマージング債券市場への影響について、投資先ファンドの運用会社であるブルーベイ・アセット・マネジメント社から提供された情報をもとにレポートを作成いたしましたのでご覧くださいますようお願いいたします。

＜運用会社のコメント(2012年11月29日現在)＞

ブルーベイ社の見解としましては、米国連邦地裁の判決を受けてアルゼンチン債は大きく下落しており、すでにディストレスト(財務面から危機に陥っている債務のこと)という水準に達しています。また、今後の見通しは極めて不透明で、ファンダメンタル・リサーチを行い、投資判断をする状況にないと考えています。

アルゼンチン政府は、米国連邦地裁の判決を不服として上告をし、また12月15日までに債務再編に応じなかった投資家に13億ドルを支払うという判決の執行の差し止め請求を行い、それが認められております。従って、今年のうちにはテクニカルデフォルト*が発生するという可能性はほぼなくなりました。

しかしながら、①上訴審での判決が不明、②仮に地裁判決が上訴審で支持されても、アルゼンチンが従うか不明、という非常に政治的な状況に左右されております。13億ドルの支払いや、債務再編債への元利払いそのものについては資金的な問題はないのですが、デフォルト債への支払いをアルゼンチン政府が拒否している以上、政治的な判断となっており、さらにアルゼンチンの国内法で、債務再編に応じなかった投資家への支払いは議会の承認が必要という政治的な困難も横たわっています。

しかし、何らかの解決策を見出すために、いくつかの対応策がアルゼンチン国内で議論されており、債務交換債を米国法ではなくアルゼンチンの国内法に準拠したものに変更するという案も出て来ています。アルゼンチンの国内法に準拠した債券とすることで米国の判決に拘束されずに、元利金払いを交換債に行っていくという解決策です。しかしながら、国際金融市場への復帰をめざすアルゼンチンにとって、国内法への切り替えは国際金融市場への復帰の目的を遠のかせることから、難しい判断が迫られることになると思います。いずれにせよ、アルゼンチン債については極めて政治的な問題で左右される状況であることから、慎重に状況を見守る他に手段がない状況です。

アルゼンチンの問題は完全に同国固有の問題で、他のエマージング諸国のファンダメンタルズや現地通貨建てエマージング債券市場の投資家センチメントに影響する可能性は低いと考えています。

*借り手が誓約条件(約束した条件)の一部を一時的に守れなくなる状態

●当資料は、新生インベストメント・マネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
●当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。●ファンドは、値動きのある資産(また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。●ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。●取得の申込みには、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。●販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用(信託報酬)等がかかります。

【投資リスク】投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。ファンドのリスクは下記に限定されるものではありません。

《主な基準価額の変動要因》

1. 価格変動リスク(金利変動リスク)

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて公社債に投資します。公社債の価格は、一般的には金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。また発行体が財政難や経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた公社債の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の債券に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の公社債を実質的な投資対象としますが、そうした公社債の価格は大きく変動することがあります。さらに流動性が低いため、想定する債券価格と乖離した価格で取引しなければならない場合などがあり、そうしたことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

2. 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

3. カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済状況等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。また政治不安などが金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化や経済危機等が起こりやすいリスクもあります。さらに大きな政策転換、規制の強化、政治体制の大きな変化、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリー・リスクを伴います。

4. 信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。

5. その他

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、受付を中止することやあるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。

- 当資料は、新生インベストメント・マネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。●ファンドは、値動きのある資産(また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。●ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。●取得の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。●販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用(信託報酬)等がかかります。

《収益分配金に関する留意事項》

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

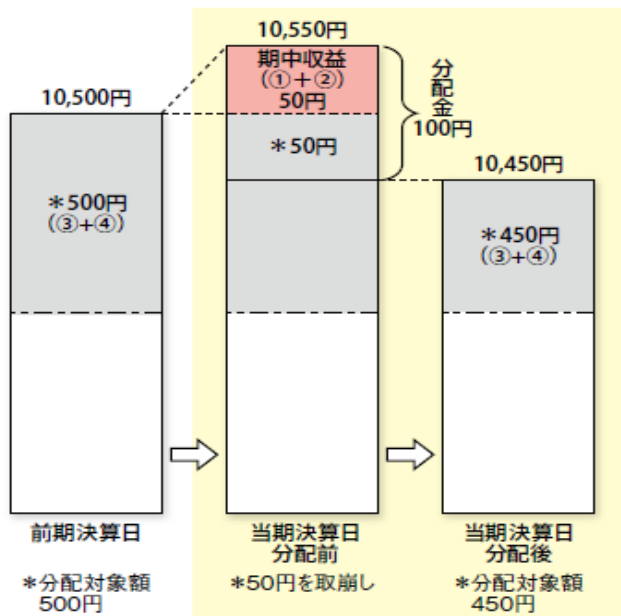
投資信託で分配金が支払われるイメージ



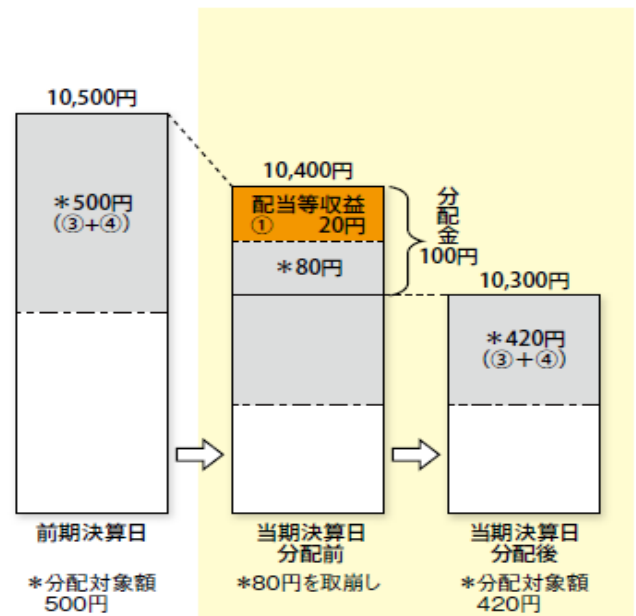
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



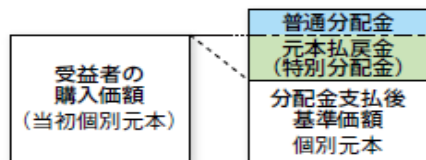
(前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

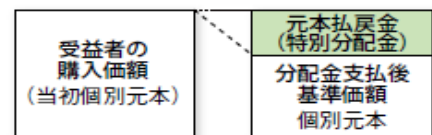
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※特別分配金は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に関する課税については投資信託説明書(交付目論見書)の「税金」をご覧ください。

- 当資料は、新生インベストメント・マネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。
- ファンドは、値動きのある資産(また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
- ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。
- 取得の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。
- 販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- 投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用(信託報酬)等がかかります。

【お申込みメモ】投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

ファンド名	エマージング・カレンシー・債券ファンド(毎月分配型)
商品分類	追加型投信/海外/債券
当初設定日	2006年6月30日(金)
信託期間	無期限とします。
決算日	原則として、毎月23日(休業日の場合は翌営業日)とします。
購入・換金 申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入および換金のお申込はできません。 ●ルクセンブルグの銀行休業日 ●ロンドンの銀行休業日 ●ニューヨークの銀行休業日
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入・換金単位	販売会社が定める単位とします。
収益分配	年12回の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※分配金を受け取る「一般コース」と自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に、0.5%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して、7営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。
課税関係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。

お客さまには以下の費用をご負担いただきます。

【直接的にご負担いただく費用】

購入時手数料	購入価額に3.675%(税抜3.5%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額をご換金時にご負担いただきます。

【信託財産で間接的にご負担いただく費用】

運用管理費用 (信託報酬)等	純資産総額に対して年率1.955%程度(税込) ※当ファンドの運用管理費用(信託報酬):年率1.155%(税抜1.10%)、投資先ファンドの運用管理費用(信託報酬):年率0.8%を合算したものがお客さまに実質的に負担いただく費用の概算値です。
その他費用・手数料	当ファンドからは、財務諸表監査に関する費用等の諸費用、信託事務の処理に要する諸費用等、投資先ファンドからは保管報酬、事務処理に要する諸費用、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料およびファンド設立費用等が支払われます。 ※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

なお、お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

- 当資料は、新生インベストメント・マネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。●ファンドは、値動きのある資産(また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。●ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。●取得の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。●販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用(信託報酬)等がかかります。

【委託会社、その他関係法人】

委託会社 新生インベストメント・マネジメント株式会社(設定・運用等)
03-6880-6448(受付時間:営業日の午前9時~17時)
ホームページアドレス:http://www.shinsei-investment.com/
金融番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第340号
加入協会 社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会 協会会員番号 第011-01067号

受託会社 株式会社りそな銀行(信託財産の管理等)
販売会社 下記参照(募集・換金の取扱い・目論見書の交付等)

(2012年11月30日現在)

金融商品取引業者名(五十音順)	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	○			
今村証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第3号	○		○	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	○		○	
SMBC日興証券株式会社※ ※「投信つみたてプラン」, 「投信スーパーセンター」及び「ダイレクトコース」 での取扱いとなります。	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	
おきなわ証券株式会社	金融商品取引業者 沖縄総合事務局長(金商)第1号	○			
香川証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第3号	○			
株式会社西京銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○			
上光証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	○			
株式会社新生銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
新生証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第95号	○	○	○	
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○			
中銀証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第6号	○			
株式会社筑波銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第44号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
トライダース証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第123号	○		○	
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	○		○	
西日本シティIT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	○			
日産センチュリー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号	○		○	
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
三田証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第175号	○		○	
三井生命保険株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第122号	○			
株式会社八千代銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第53号	○			
楽天銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第609号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○		○	
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	○			

- 当資料は、新生インベストメント・マネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。●ファンドは、値動きのある資産(また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。●ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。●取得の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。●販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用(信託報酬)等がかかります。